

上天草市区長便配達委託業務受託候補者選定審査会設置要領

(設置)

第1条 上天草市区長便配達委託業務を実施するにあたり、プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる受託候補者を厳正かつ公平に決定するため、上天草市区長便配達委託業務受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 実施要領、仕様書、審査基準等の確認に関すること
- (2) 企画提案書等の審査に関すること
- (3) 受託候補者の決定に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 審査会の会員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 総務課長
- (3) 市民課長
- (4) 総務課課長補佐（2名）

2 審査会に会長を置き、総務部長をもって充てる。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定会員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査項目及び審査方法)

第5条 審査における審査項目は、別紙のとおりとし、審査項目に基づき総合的に評価を行い、評価者の合計点が最も高い業者を受託候補者として選定することとする。

(守秘義務)

第6条 会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、上天草市総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和４年１２月２８日から施行し、契約締結日を持ってその効力を失うものとする。